

平成26年第1回奥多摩町議会臨時会 会議録

1 平成26年11月26日午前10時00分、第1回奥多摩町議会臨時会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	石田 芳英君	第2番	宮野 亨君	第3番	高橋 邦男君
第4番	原島 幸次君	第5番	杉村 良一君	第6番	村木 征一君
第7番	師岡 伸公君	第8番	酒井 正利君	第9番	須崎 眞君
第10番	竹内 和男君	第11番	清水 典子君	第12番	前田 悦男君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 肇君 議会係主任 徳王 龍介君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	栃元 誠君	企画財政課長	若菜 伸一君
企画財政課主幹	天野 成浩君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	宮田 昭治君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	原島 滋隆君	地域整備課長	須崎 政博君
教 育 課 長	守屋 吉彦君	会 計 管 理 者	澤本 恒男君
病 院 事 務 長	河村 光春君		

平成26年第1回奥多摩町議会臨時会議事日程[第1号]

平成26年11月26日(水)

午前10時00分開会・開議

会 期 平成26年11月26日～11月26日(1日間)

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	---	議長臨時町議会開会・開議宣告	---
2	---	11番 清水典子 議員 会議録署名議員の指名 1番 石田芳英 議員	
3	---	会期の決定について	決 定
4	---	町長あいさつ	---
5	議案第87号	専決処分の承認を求めることについて (公益法人等への奥多摩町職員の派遣等に関する条例の 一部を改正する条例)	原案承認
6	議案第88号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
7	議案第89号	奥多摩町教育委員会教育長の給料等に関する条例の一 部を改正する条例	原案可決
8	議案第90号	奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改 正する条例	原案可決
9	議案第91号	平成26年度奥多摩町一般会計補正予算(第3号)	原案可決
10	議案第92号	平成26年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補 正予算(第2号)	原案可決
11	議案第93号	平成26年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別 会計補正予算(第2号)	原案可決
12	議案第94号	平成26年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算(第 3号)	原案可決

(午前10時44分 閉会)

午前 10 時 00 分 開会・開議

○議長（前田 悦男君） これより、平成 26 年第 1 回奥多摩町議会臨時会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件につきましては、会議規則第 122 条の規定により、議長において指名します。

本臨時会の会議録署名議員に、

11 番 清水 典子議員、

1 番 石田 芳英議員、

を指名します。

次に、日程第 3 会期の決定について、を議題とします。

本件につきましては本日、議会運営委員会が開かれ、本臨時会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、清水典子議員より報告願います。

清水典子議員。

〔議会運営委員長 清水 典子君 登壇〕

○議会運営委員長（清水 典子君） 議会運営委員長報告。平成 26 年第 1 回奥多摩町議会臨時会の運営について、本日午前 9 時より議会運営委員会を開催いたしましたので、その協議結果を報告します。

初めに、本臨時会の会期であります。提出された案件を審議の結果、本日 1 日限りとすることに決定しました。

次に議案の取り扱いについて申し上げます。配付してあります提出案件、一覧及び上程別・採決別一覧表をごらんください。

初めに、議案第 87 号 専決処分の承認を求めることについては、単独上程の即決と決定しております。次に議案第 88 号から議案第 90 号までの一部改正条例の 3 議案は、関連がありますので一括上程の即決と決定しております。次に議案第 91 号 平成 26 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 3 号）から議案第 94 号までの平成 26 年度特別会計の補正予算の 4 議案については、一括上程の即決とそれぞれ決定しております。

以上が議会運営委員会の協議結果であります。

本臨時会の運営が効率的かつ円滑に進行しますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げます。議会運営委員長の報告とします。

○議長（前田 悦男君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。本臨時会の会期は本日 1 日限りとし、議案の上程別及び採決別について

も、あわせて委員長の報告のとおりと決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決定しました。

なお、本臨時会の会議日程につきましては配付してあります会議予定表のとおり進めたいと思います。ご協力よろしく申し上げます。

また、本日の日程はお手元の配付のとおりであります。

次に、本臨時会の開会に当たり、町長より挨拶があります。河村文夫町長。

[町長 河村 文夫君 登壇]

○町長(河上 文夫君) おはようございます。平成26年度第1回臨時会の開会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本年は非常に夏の暑さ、また冷え込み等によりまして奥多摩の紅葉がすばらしい紅葉で、多くの方々がこの秋に奥多摩を訪れていただきました。ここ5年ないし6年の間には、奥多摩駅の乗降客が増えているということと同時に、バスあるいは乗用車で多くの方が観光立町である町を訪れていただいていることに大変ありがたく思うところでございます。そういう意味では、観光の質あるいは内容等が変わってきておりますので、観光の戦略等についても、今後、考えていかなければいけないのかなというふうに思うところでございます。

また、ご報告でございますけれども、昭島市が町のために山の手入れをしていただいております、昭島市民の森が、今年、10周年を迎えました。町の土地の山林に市民の皆様が来て、昭島市の地下水である水源を、山をいろんな意味で手入れをしようということで10年がたちました。と同時に、従来、学校林として持っている山を提供し、日本航空電子の森ということで、日本航空電子企業のグループの皆さんが山の手入れをしていただいております、これもちょうど10年の節目を迎えました。その両方につきましては、10周年の記念式典をしていただき、今後とも奥多摩の森をいろんな意味でご支援いただくようお願いを申し上げたところでございます。

さて、本日の第1回の臨時議会に提案申し上げる案件でございますけれども、専決処分1件、それから条例の一部改正3件、補正予算とする一般会計、以下特別会計を含めた予算の補正が4件でございます。

専決処分につきましては、後ほど、副町長のほうから報告をさせていただきますけれども、条例及び補正予算等につきましては、東京都の人事院勧告に基づきまして勧告が行わ

れ、職員の給与が15年ぶりに引き上げをするというふうに決定いたしました。それに基づきまして、この職員の給与につきましては、12月1日が基準日でございますので、大変、12月を迎え、定例会の前で議員の皆様方にはお忙しいところでございますけれども、今日の臨時会を招集させていただきました。どうか、そういう点で十分にご審議を賜り、決定をいただきますようお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。

○議長（前田 悦男君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

これより、議案審議に入ります。

日程第5 議案第87号 専決処分の承認を求めることについて、公益法人等への奥多摩町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 加藤 一美君 登壇〕

○副町長（加藤 一美君） それでは議案第87号 専決処分の承認を求めることについて（公益法人等への奥多摩町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、議会を召集する時間的余裕がございませんでしたので、平成26年9月29日に専決処分をさせていただき、同条第3項の規定により、その内容を報告し承認を求めます。

次のページの専決処分書をごらんください。

内容でございますが、一般社団法人奥多摩観光協会の事務局長が、この9月末に、急遽、退職することとなったため、観光協会からの要請もあり、観光協会の運営に支障を来さないよう、役場職員を事務局長として派遣したものでございます。このため、新旧対照表にございますように第2条（職員の派遣）の条文に（5）一般社団法人奥多摩観光協会を加えるものでございます。附則としまして、この条例は平成26年10月1日から施行をするということで、10月1日から観光協会に職員を派遣しております。

以上で議案第87号の説明を終わります。ご審議を賜りご承認をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明は終わりました。これより、ただいま上程の議案第87号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第 87 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 87 号について、討論を省略し採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) ご異議なしと認めます。

よって、これより採決します。

日程第 5 議案第 87 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。

よって、議案第 87 号については、原案のとおり承認されました。

次に日程第 6 議案第 88 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第 7 議案第 89 号 奥多摩町教育委員会教育長の給料等に関する条例の一部を改正する条例、日程第 8 議案第 90 号 奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上 3 件を一括して議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

[総務課長 井上 永一君 登壇]

○総務課長(井上 永一君) 議案第 88 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第 89 号 奥多摩町教育委員会教育長の給料等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 90 号 奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上、3 件の条例改正につきましては、提案理由が同一であるため、一括してご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、東京都人事委員会の勧告に基づき、特別給及び給料表の改定を行うため、規定を整備する必要があるためでございます。

議案に入ります前に、今回の東京都人事委員会の勧告の内容につきましてご説明をさせていただきます。

今年度の東京都人事委員会の勧告は 4 つのポイントに分けられております。1 点目ですが、公民格差を是正するため給料月額を改定し、15 年ぶりの給料月額の引き上げ、特別給、賞与につきましても、7 年ぶりの引き上げでございます。給与勧告制度は、公民格差を解消して、職員と民間従業員との給与水準の均衡を図ることで、職員の給与を社会一般の情勢に適応した適正な水準とする役割がございます。

今回の勧告では、平均年齢における例月給の公民格差を比較いたしましたところ、平均で0.13%、521円、民間給与が高いことでこれを解消することが示されました。また同様に特別給につきましても、0.25カ月分を引き上げ、引き上げ分を全て勤勉手当に配分する勧告がされたもので、勤勉手当に限りますと1.35カ月から1.6カ月と改められ、これにより期末手当の2.6カ月分と合わせて、年間の期末勤勉手当の支給月数を合計で3.95カ月から4.20カ月と改めるもので、この改正は平成26年12月に支給する給料及び期末勤勉手当から実施するものでございます。

今回の改正に伴います人件費の年間影響総額は、給料で約66万円、26年度につきましては12月から3月までの影響額で約22万円の増額に、また、特別給につきましては、全会計の総額で1,246万円の増額となるものでございます。1人当たりの額では30歳で扶養なしの場合、給料は3,600円、特別給は6万1,000円、50歳で配偶者と子ども二人の特定扶養親族がある者では給料は6,000円、特別給は12万6,000円の増額となるものです。

2点目は国の総合的な見直しに伴うもので、国では民間賃金の低い地域における官民の給与差を踏まえ、給料表の水準を平均で2%下げ、その引き下げに伴い、地域手当の支給割合を見直し、最高20%、現在と比較して2%増としており、これを受けて、東京都では、地域手当を現在の18%から20%へ、2%を引き上げるとともに、給料月額を引き下げと合わせ平成27年4月1日から、単年度で対応するものでございます。

3点目は監督職制度を取り巻く環境変化や、高度化、複雑化する都政の諸課題に対応するため、現在の係長級職と課長補佐級職を廃止し、監督職の職務の級として課長代理級職を設置するものです。

4点目は、専門性が求められる職に限定している、任期につき採用制度の活用範囲の拡大について、実情を踏まえた運用をすることについて、意見が申し述べられたものでございます。

以上の点を踏まえ、本議会に上程させていただく内容は1点目のポイント、公民格差の解消のための給料月額引き上げ及び特別給引き上げにつきまして改正をさせていただくもので、その他の内容につきましては、今後、近隣自治体の状況や組織の見直しについて研究をさせていただき、平成27年第1回定例会で上程をさせていただきたいと考えております。

それでは、改正条例の内容についてご説明をさせていただきます。

議案第88号の特別職の職員の給与に関する条例は、勤勉手当を含む期末手当について、議案第89号の教育長の給料に関する条例は勤勉手当について、その支給月数を改正するも

のでございますが、わかりやすくご説明をさせていただくために、大変恐れ入りますが、議案第 90 号の一般職の職員の給与に関する条例の改正からご説明をさせていただきたいと思っております。

恐れ入りますが、新旧対照表の 4 ページをごらんください。

また、あわせて、別に配付させていただいております A 4 横長の提案説明の附属資料をごらんください。

4 ページは奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の新旧対照表でございます。第 1 条関係でございますが、下線部が改正部分となり、期末勤勉手当 100 分の 67.5 を 6 月に支給する場合においては 100 分の 67.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 92.5 と改めるもので、人事委員会で勧告され、100 分の 25、0.25 カ月分の勤勉手当を、26 年度につきましては、12 月分に加算して支給する改正で、これで勤勉手当につきましては、年間で 1.6 カ月分の支給月数と改めるものでございます。

附属資料では、右側の教育長、一般職の欄、中段の 12 月期勤勉手当の月数の改正となります。最上段が現在の支給の月数であり、12 月の勤勉手当分を改正するものでございます。

新旧対照表また、別表第 1 及び別表第 2 の給料表の改正につきましては、議案書改正案の後ろに添付させていただいておりますので、後ほどご確認をいただきたいと存じます。

新旧対照表の 5 ページをごらんください。

第 2 条関係でございますが、勤勉手当を 6 月に支給する場合においては 100 分の 67.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 92.5 を 100 分の 80 に改めるもので、第 1 条関係により改正した勤勉手当の支給月数 1.6 カ月分を平成 27 年度に支給するものから、均等に 0.8 カ月分、100 分の 80 ずつ支給することに改めるものでございます。

附属資料では、下段の 6 月期及び 12 月期の勤勉手当の改正でございます。

新旧対照表の附則でございますが、第 1 項では施行期日を公布の日の属する月の翌月の初日から施行することとし、本日、ご決定をいただきましたら速やかに交付、12 月 1 日から施行したいと考えております。

ただし、第 2 条の改正規定につきましては、平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

第 2 項では、給料表の最高号給を超えた給料月額を受けている職員の改正後の給料月額等は町長が定める規定でございます。

第 3 項では改正前と改正後の給料表において、昇給等によりその等級を異動した場合、号給に差異が生じた場合、それぞれ、直近上位に位置することとなりますが、その際に現

在の受けている号給と、新しい給料表との関係で差異が生じた場合には、それを町長が必要と認める限度において調整する規定でございます。

次に議案第 88 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明をさせていただきます。

特別職の職員についてでございますが、勤勉手当を含み期末手当として支給しており、現在は一般職と同様に年間で 3.95 カ月、6 月に支給する場合は 1.9 カ月、12 月に支給する場合は、2.05 カ月分を支給しております。

新旧対照表の 2 ページをごらんください。

第 1 条の改正でございますが、12 月に支給する期末手当 100 分の 205 を 100 分の 230 に改めるもので、一般職の勤勉手当に相当する 0.25 カ月分の 100 分の 25 を加えるものでございます。

第 2 条関係の改正につきましては、6 月に支給する期末手当 100 分の 190 を 100 分の 202.5 に、12 月に支給する期末手当 100 分の 230 を 100 分の 217.5 に改めるもので、一般職と同様に、27 年度からは第 1 条で引き上げた勤勉手当引き上げ相当分を均等に割り振るものでございます。

附属資料では左側の町長副町長の欄の中段、下段の改正で、一般職の期末勤勉手当の合計月数を支給することに改めるものでございます。

附則につきましては一般職と同様でございますので説明は割愛させていただきます。

次に議案第 89 号 奥多摩町教育委員会の教育長の給料等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明をさせていただきます。

新旧対照表の 3 ページをごらんください。

教育長の期末勤勉手当につきましては、一般職の支給月数と同様であり、第 1 条関係及び第 2 条関係とも勤勉手当の改正につきまして、一般職と同様に支給月数を改めるものでございます。

また、附則につきましても、一般職と同様でございますので説明は割愛させていただきます。

なお職員給与の条例改正につきましては、職員組合の理解を得て提案させていただいておりますことを申し添えます。

以上で議案第 88 号から議案第 90 号までの説明を終わらせていただきます。ご審議をいただきご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明は終わりました。これよりただいま上程の議案第 88

号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。

以上で議案第 88 号の質疑を終結します。

次に議案第 89 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。

以上で議案第 89 号の質疑を終結します。

次に議案第 90 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。

以上で議案第 90 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 88 号から議案第 90 号までについて、討論を省略し採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) ご異議なしと認めます。

よってこれより採決します。日程第 6 議案第 88 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。

よって、議案第 88 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 7 議案第 89 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。

よって、議案第 89 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 8 議案第 90 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。

よって、議案第 90 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 9 議案第 91 号 平成 26 年度奥多摩町一般会計補正予算(第 3 号)、日程第 10 議案第 92 号 平成 26 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算(第 2

号)、日程第 11 議案第 93 号 平成 26 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算(第 2 号)、日程第 12 議案第 94 号 平成 26 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)、以上 4 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(加藤 一美君) それでは議案第 91 号から議案第 94 号までの平成 26 年度奥多摩町一般会計を初めとする 4 会計の補正予算について提案のご説明を申し上げます。

初めに議案第 91 号 平成 26 年度奥多摩町一般会計補正予算(第 3 号)についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 885 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 67 億 2,184 万 8,000 円とするものでございます。

2 としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、(第 1 表) 歳入歳出予算補正によるものでございます。

1 ページをごらんください。

歳入の説明をさせていただきます。都支出金のうち都委託金は 1,115 万円を追加し、都委託金の計を 3 億 1,986 万 4,000 円に、都支出金の合計を 25 億 3,206 万円に、繰入金のうち基金繰入金は 2,000 万円を減額し、基金繰入金の計を 6 億 5,000 万円に、繰入金の合計を 6 億 5,742 万 6,000 円とするもので、今回の歳入補正額は 885 万円を減額し、歳入の合計額を 67 億 2,184 万 8,000 円とするものでございます。

2 ページをごらんください。

歳出の説明をさせていただきます。今回の歳出の補正につきましては、急遽、衆議院議員選挙が実施されること、また東京都人事委員会の勧告及び年末における職員人件費等の精査を行った内容となっております。

初めに議会費は 3 万 3,000 円を減額し、議会費の合計を 9,631 万 6,000 円に、総務費のうち総務管理費は 984 万 1,000 円を減額、徴税費は 79 万 1,000 円を追加、戸籍住民基本台帳費は 31 万 5,000 円を追加、選挙費は 1,050 万 8,000 円を追加、監査委員費は 74 万 5,000 円を減額し、総務費の合計を 8 億 2,196 万 7,000 円に、民生費のうち社会福祉費は 77 万 6,000 円を減額、児童福祉費は 138 万 5,000 円を減額、国民年金費は 4 万 2,000 円を減額し民生費の合計を 11 億 2,220 万 8,000 円に、衛生費のうち保健衛生費は 1,013 万 8,000 円を減額、清掃費は 4 万 9,000 円を減額し、衛生費の合計を 6 億 1,053 万円に、農林水産

業費のうち農業費は50万円を減額、林業費は61万4,000円を減額、水産業費は5,000円を追加し、農林水産業費の計を7億6,694万7,000円に、商工費のうち観光費は500万3,000円を追加し、商工費の合計を11億7,695万1,000円に、土木費のうち土木管理費は140万円を減額、住宅費は45万5,000円を減額し、土木費の合計を9億4,359万5,000円に、消防費は4万2,000円を減額し、消防費の合計を2億2,365万円に。

3ページをごらんください。

教育費のうち教育総務費は97万円を追加、給食費は54万2,000円を追加、社会教育費は70万4,000円を減額し、教育費の合計を5億7,758万1,000円に、予備費は予算調整により26万円を減額し、予備費の合計を1,914万2,000円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の885万円を減額し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の67億2,184万8,000円とするものでございます。

以上で議案第91号の説明を終わります。

次に、議案第92号 平成26年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、（第1表）歳入歳出予算補正によるものでございます。

3ページをごらんください。

今回の補正は、歳出の内容変更ということで、職員給料等を40万9,000円追加し、委託料を40万9,000円減額するもので、今回の補正につきましては歳入歳出とも合計額に変更はございません。

以上で議案第92号の説明を終わります。

次に、議案第93号 平成26年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は（第1表）歳入歳出予算補正によるものでございます。

3ページをごらんください。

今回の補正は、歳出の内容変更ということで、職員給料等を58万1,000円減額し、予備費を58万1,000円追加するもので、今回の補正は、歳入歳出とも合計額に変更はございません。

以上で議案第 93 号の説明を終わります。

次に、議案第 94 号 平成 26 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条、規定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は（第 1 表）歳入歳出予算補正によるものでございます。

1 ページをごらんください。

今回の補正は、歳出の内容変更ということで、内容は全て職員給料等の精査によるものでございます。まず総務費のうち総務管理費は 62 万 2,000 円を追加し、総務費の合計を 1 億 1,276 万 1,000 円に、事業費のうち下水道事業費は 20 万 1,000 円を追加、浄化槽市町村整備推進事業は 4 万 5,000 円を追加し、事業費の合計を 10 億 196 万 2,000 円に、予備費は予算調整により 86 万 8,000 円を減額し、予備費の合計を 86 万 9,000 円とするもので、今回の補正は、歳入歳出とも合計額に変更はございません。

以上で議案第 94 号の説明を終わります。

以上、議案第 91 号から議案第 94 号までの 4 会計についての補正予算の提案のご説明をさせていただきました。いずれも今後の事業執行に欠かせない予算でございますので、ご審議を賜りご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 91 号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第 91 号の質疑を終結します。

次に議案第 92 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第 92 号の質疑を終結します。

次に議案第 93 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第 93 号の質疑を終結します。

次に議案第 94 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。

以上で議案第94号の質疑を終結します。

次にただいま上程の議案第91号から議案第94号までについて、討論を省略し採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) ご異議なしと認めます。

よってこれより採決します。

日程第9、議案第91号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。

よって議案第91号については、原案のとおり可決されました。

次に日程第10 議案第92号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。

よって議案第92号については原案のとおり可決されました。

次に日程第11、議案第93号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。

よって議案第93号については原案のとおり可決されました。

次に日程第12、議案第94号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。

よって議案第94号については原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会に付議された案件の審議は全て終了しました。

以上をもって平成26年第1回奥多摩町議会臨時会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

午前10時44分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員